

事業委員会資料

(令和8年6月9日)

都 市 整 備 部
まちづくり戦略室

目 次

1. 事件案件について

議案第32号

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業
団規約の変更に関する協議について・・・・・・・・・・・・・・・・（議案書）

議案第 3 2 号

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について

大阪広域水道企業団の共同処理する事務に泉大津市、箕面市及び門真市に係る水道事業の経営に関する事務を追加すること並びにこれに伴う大阪広域水道事業団規約の変更について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、関係市町村と協議するにつき、同法第 2 9 0 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 3 日提出

岬町長 田 代 堯

提 案 理 由

大阪広域水道企業団の共同処理する事務に泉大津市、箕面市及び門真市に係る水道事業の経営に関する事務を追加すること並びにこれに伴う大阪広域水道企業団規約を変更するため、関係市町村と協議するにあたり、議会の議決を求めるものです。

大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約（案）

大阪広域水道企業団規約（平成２２年１１月２日大阪府知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第２中「岸和田市」の次に「、泉大津市」を、「富田林市」の次に「、箕面市」を、「柏原市」の次に「、門真市」を加える。

附 則

この規約は、令和９年４月１日から施行する。

大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約新旧対照表

○大阪広域水道企業団規約（平成２２年１１月２日大阪府知事許可）

新	旧
本則 （略） 附則 （略） 別表第１ （略） 別表第２（第３条関係） 岸和田市、<u>泉大津市</u>、八尾市、富田林市、<u>箕面市</u>、柏原市、<u>門真市</u>、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村	本則 （略） 附則 （略） 別表第１ （略） 別表第２（第３条関係） 岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村